

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則をここに公布する。

令和8年5月29日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第8号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令（令和7年政令第301号）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指示の手続)

第2条 法第11条の規定による指示は、別記様式第1号の指示書により行うものとする。

(営業停止命令の手続)

第3条 法第12条の規定による特定金属くず買受業の全部又は一部の停止の命令は、別記様式第2号の営業停止命令書により行うものとする。

(報告等の要求の手続)

第4条 法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求は、別記様式第3号の報告等要求書により行うものとする。

(警察本部長への委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、第1条に規定する法令及びこの規則の実施のため必要な事項は、香川県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

指 示 書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第11条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第3条関係）

営 業 停 止 命 令 書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第12条の規定により、次のとおり特定金属くず買受業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第4条関係）

報 告 等 要 求 書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称 殿

香川県公安委員会 印

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求める。

報告又は資料の 提出を求める事項	
報告又は資料の 提出期限	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。